⑸　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 1 November 2021 to 4 : 00 P.M. 2 November 2021 (tenders submitted by E-mail From 10 : 00 A.M. 1 November 2021 to 4 : 00 P.M. 2 November 2021)

⑹　Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年８月５日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　丹羽　克彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　令和３－６年度　横断道新居見トンネル工事（電子入札及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所　徳島県小松島市前原町弁財天～小松島市田野町恩山寺谷地先

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝3,100m、トンネル延長　Ｌ＝1,403m、ＮＡＴＭ工法、発破掘削、内空断面積　Ａ＝74㎡、掘削工　Ｌ＝1,397m、Ｖ＝136,500㎥

⑸　工期　令和７年１月20日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約19,730㎥、セメント　約3,589ｔ、鋼材　約1,240ｔ

⑺　工事の実施形態

１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

２）本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全てを含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

４）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

５）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

６）本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。

７）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

８）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

９）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

10）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

11）本工事は、トンネル覆工コンクリートのひび割れについて長期保証する試行工事である。

12）本工事は、標準歩掛のない歩掛を見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

13）本工事は、発注者が完全週休２日（土日・祝祭日）に取り組むことを指定する週休２日試行工事（発注者指定方式（現場閉所））であり、完全週休２日（土日・祝祭日）の取得に要する費用について、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を補正して計上している試行工事である。

なお、発注者が積極的に支援を行い、完全週休２日（土日・祝祭日）の達成を目指す「重点モデル工事」である。

また、４週６休以上の現場閉所を実施した場合は、週休２日履行証明書の交付を行う。

14）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

15）本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示を行う試行工事である。

16）本工事は日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。

なお、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施する場合は、「日最高気温が28度以上の日」と読み替える。

17）本工事は、若手技術者等現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

18）本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。

19）本工事は、一次審査で提出する資料（技術提案は除く）を１枚の簡易技術資料のみとし、一次審査通過者に対してのみ、簡易技術資料の根拠となる資料の提出を求める簡易確認型方式の試行工事である。

20）本工事は、「労務費見積り尊重宣言」（平成30年９月18日一般社団法人日本建設業連合会）促進モデル工事の試行対象工事である。

21）本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

２　競争参加資格

次の⑴から⑿までの要件を全て満たす者（単体企業）又は⑴から⑿までの要件を全て満たす者により構成される特定建設共同企業体（「競争参加者の資格に関する公示」（令和３年８月５日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「令和３－６年度　横断道新居見トンネル工事」に係る特定建設共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における令和３・４年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　四国地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成18年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）におけ施工実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下、「海外認定・表彰制度」。）により認定された実績を含む。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成18年度以降に元請けとして同種工事における施工実績を有していること。

次の要件を満たす中間部に明かり部を有しない連続する１本のトンネル工事

・ＮＡＴＭによるもので、標準部の覆工後の内空断面積が65㎡以上かつ同一トンネルにおいて施工延長1,300m以上、坑口部を除く最小土被り厚が20m未満のトンネル工事の施工実績を有すること。